

## 別添 2

### 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（案）の概要

#### 1 改正の趣旨

平成27年6月24日に公布された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）により、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）が改正され、客にダンスをさせる営業に係る規制の見直しなどが行われたことから、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年千葉県条例第31号。以下「条例」という。）の一部を改正します。

#### 2 改正内容

##### （1）特定遊興飲食店営業に関する規定の新設

特定遊興飲食店営業（設備を設けて深夜においても客にダンスなどの遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業）について、以下のとおり規定を新設します。

##### ア 営業所設置許容地域

営業所設置許容地域については、政令で定める基準に従い条例で定める地域から、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすこととならないよう配慮し、千葉県公安委員会が告示により指定します。

なお、病院その他の施設でその特性に鑑み特にその周辺の深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として条例で定めるものの周辺については除外します。

##### イ 営業に係る騒音及び振動の規制

政令の基準に従って深夜における営業に係る騒音及び振動を規制します。

##### ウ 営業者の遵守事項

営業者の行為について、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な制限を定めます。

##### （2）ゲームセンターへの16歳未満の者の立ち入らせの制限に関する規定の見直し

午後6時～午後10時におけるゲームセンターへの16歳未満の者の立ち入らせについて、保護者の同伴を求める旨の制限を定めます。

##### （3）風俗環境保全協議会に関する規定の新設

特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域ごとに風俗環境保全協議会を置くよう努めることとされました。よって、同地域については、千葉県公安委員会が指定した「風俗営業の営業延長許容地域」や「特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域」を中心に定めることとします。

※ その他、法改正に伴う条項ずれ等による規定の整理を行います。